

令和6年度版

光り輝く 雲仙力アップ

- 光り輝く雲仙力アップ事業 P1~P9
- 林業振興事業 P9
- 小規模私有林整備支援事業 P10
- FRP漁船廃船処理事業 P10
- 漁業と漁村を支える人づくり事業 P10
- 雲仙市和牛・乳牛保留事業、
雲仙市和牛生産活性化事業 P11
- 雲仙ブランド販売促進事業 P12

- 雲仙市農地保全事業 P13
- 農地中間管理機構促進対策事業 P13
- 農地中間管理機構関連農地整備事業 P14
- 経営開始資金 P14
- ながさき農林業農山村構造改善加速化事業 P15
- ながさき農業デジタル化促進事業・ながさき産地基盤整備・強靭化事業 P16
- 畜産振興事業（国・県補助事業） P17
- 農業金融制度資金 P18

～補助事業の流れ～

○補助金交付申請→交付決定→事業着手となることから、補助金交付申請から事業着手まで一定の期間を要します。
また、予算に限りがありますのでお早めに相談・申請してください。

～成果報告について～

○令和4年度より、本事業に係る事業導入成果について、追跡調査を行い、成果報告の提出を求める場合があります。

はじめに



現在、農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や従事者の高齢化などに伴う労働力不足をはじめ、原材料や肥料、燃料等の価格高騰による経営への影響など、大変厳しい状況が続いております。

このような中において農林水産業の生産力を維持・発展させていくためには、外国人労働者を含めた従事者の確保、スマート農業技術の活用などによる作業の省力化や効率化を推進していく事が重要であります。

本市の基幹産業である農林水産業が、持続的に成長できるよう、市では「光り輝く雲仙力アップ事業」と総じて、様々な市独自の支援策をメニュー化し、力強い産地づくりの支援に取り組むとともに、有機農業の推進に向けた取り組みも図ってまいります。

農林水産業者の皆様の取り組みが、魅力ある産業として持続的に発展されますよう、本事業を積極的に活用いただければと思います。

雲仙市長 金澤 秀三郎

光り輝く雲仙力アップ事業

スマート農業推進事業

※ 光り輝く雲仙力アップ事業等については、予算が無くなり次第、終了しますので、ご了承ください。

スマート農業推進事業

①スマート農業機械導入事業

採択要件

- 事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する2戸以上の認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。
- 導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であること。
- 導入する機械の使用に必要な免許を保有していること。

対象経費

- ドローン、自動走行農機等国のスマート農業技術カタログに掲載されている技術を活用したもの又はそれと同等と認められるものであること。ただし、本事業の対象となる機械は、光り輝く雲仙力アップ事業の他の事業(新規就農支援事業を除く。)の補助対象とならない機械に限る。

補助率等

- 当該事業に要する経費の1／3以内(補助金限度額1,000千円以内)

②ドローン資格取得支援事業

採択要件

- 事業主体は、雲仙市内に居住し、受講資格を有する農業者とする。
- 補助対象となる資格は、農業用薬剤散布に使用する無人航空機(以下「ドローン」という。)を操作するための資格とする。
- 補助対象となる「ドローン資格取得」とは、農林水産省消費・安全局長の登録を受けた登録認定等機関が実施する教習を受け、無人航空機(ドローン)による空中散布等を安全かつ適正に実施することができる技術・知識等を十分に有するとして、オペレーターとして認定され、技能認定証の交付を受けることをいう。
- 資格取得後は、農業用薬剤の空中散布に使用するドローン操作に従事するものとする。



対象経費

- ドローン操作資格取得の受講料及び認定証交付料
- 受講場所までの交通費、飲食費、宿泊費等は、補助対象としない。
- 受講回数は、1人1回限りとし、再受講経費及び補講料は、補助対象としない。

補助率等

- 当該事業に要する経費の1／2以内(補助金限度額150千円以内)

③環境制御機器導入事業

採択要件

- 雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。
- 導入する資材等については、環境制御の効果が期待できるものとし、その基準については別に定める。

対象経費

- 環境制御機器の購入費

補助率等

- 当該事業に要する経費の3分の1以内(補助金限度額)1,000千円。ただし、1戸での申請の場合は300千円。

スマート農業推進事業

④出荷調整用機器導入事業

- 採択要件**
 - ・雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。

- 対象経費**
 - ・自動フィルム包装機、自動選別機、冷蔵庫用加湿器の購入費

- 補助率等**
 - ・当該事業に要する経費の3分の1以内（補助金限度額）2,000千円。
ただし、1戸での申請の場合は300千円。



⑤アシストスーツ導入事業

- 採択要件**
 - ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者、認定新規就農者とする。
 - ・導入する機器は、装着することで体や動作をアシストする機器であることとする。
 - ・導入する機器は補助力（アシスト力）10Kgf(キログラムフォース)以上のものとする。
 - ・導入する機器は、農業にのみ利用するものとし誓約書を提出する。

- 対象経費**
 - ・アシストスーツの購入費

- 補助率等**
 - ・当該事業に要する経費の1／2以内（補助金限度額500千円以内）

担い手育成支援事業

新規就農支援事業

①農業機械導入事業

- 採択要件**
 - ・事業主体は、雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。
 - ・審査基準日は交付申請書受付日とする。
 - ・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であることとする。
 - ・導入する機械は汎用性のないものとし、その基準については別に定める。



- 対象経費**
 - ・農業機械及びその機械の付属品の購入費

- 補助率等**
 - ・国の農業次世代人材育成事業または、経営開始資金受給者：事業費の1/5以内（補助限度額1,000千円）
 - ・国の農業次世代人材育成事業または、経営開始資金非受給者：事業費の2/5以内（補助限度額2,000千円）

②農業施設整備事業

- 採択要件**
 - ・事業主体は、雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。
 - ・審査基準日は、交付申請書受付日とする。
 - ・面積がおおむね5a以上、かつ、間口2.5m以上の園芸用ハウス（AP、ガラス、硬質ビニールハウス等）及び面積がおおむね1a以上の育苗ハウス並びに面積が200m²以内の畜舎及び家畜糞尿処理施設

- 対象経費**
 - ・園芸用ハウス及び育苗ハウス、畜舎又は家畜糞尿処理施設を新規に整備するために要する経費

- 補助率等**
 - ・国の農業次世代人材育成事業または、経営開始資金受給者：事業費の1/5以内（補助限度額1,000千円）
 - ・国の農業次世代人材育成事業または、経営開始資金非受給者：事業費の2/5以内（補助限度額2,000千円）

新規就農支援事業

③新規就農者移住促進事業

採択要件

- ・事業主体は、雲仙市外から移住してきた新規就農者(ただし、非農家に限る。)で、住民票を移して5年以内のものとし、かつ、市の認定新規就農者の認定を受けた者で、当該認定後5年未満のものとする。
- ・審査基準日は交付申請書受付日とする。
- ・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であることとする。
- ・導入する機械は、汎用性のないものとし、その基準については、別に定める。

対象経費

- ・農業機械購入補助あたっては、農業機械(中古機械を含み、耐用年数が2年以上ある機械に限る。)の購入を要する費用
- ・施設借上補助については、施設(土地を含む。)の借上げに要する費用
- ・営農を開始する際に必要な初期費用(種苗、肥料、農薬、被服資材、支柱、防草シート)



補助率等

- ・機械購入補助:当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額 1,500千円)
- ・施設借上補助:当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額 500千円)
- ・営農に必要な初期費用:実費額(補助金限度額 200千円以内で、市が認める額)

④経営簿記ソフト購入事業

採択要件

- ・事業主体は、雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。
- ・経営簿記ソフトを活用した青色申告を行うこと。

対象経費

- ・経営簿記ソフトの購入経費

補助率等

- ・実費額(補助限度額60千円以内で、市が認める額)

農業生産振興事業

①GAP認定取得支援事業

採択要件

- ・雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。

対象経費

- ・GAPに係る研修会の受講料
- ・認証機関が実施するJGAP、ASIAGAP又はGLOBALG.A.P認証のための審査及び調査に要する費用(振込手数料、郵送料及び申請書式集代に係る費用を除く。)

補助率等

- ・新たにGAP認定を取得する場合:実費額(補助金限度額 300千円以内で、市が認める額)
- ・GAP認定を更新する場合:当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額 150千円)

②有機JAS拡大支援事業

採択要件

- ・雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。

対象経費

- ・日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第2項に規定する生産工程管理者の登録認定機関における有機JAS認証に係る経費(交通費及び宿泊費を含む。)
- ・有機農産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1605号)別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材の購入に要する経費

補助率等

- ・新たにJAS認定を取得する場合:実費額(補助金限度額 100千円以内で、市が認める額)
- ・JAS認定検査手数料:当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額 50千円)
- ・肥料及び土壌改良資材購入費:実費額(補助限度額 格付の対象ほ場の面積10a当たり3,000円)

農業生産振興事業

③緑肥作物導入促進事業

- 採択要件**
 - ・事業主体は、雲仙市内に居住する5戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。
 - ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。
- 対象経費**
 - ・緑肥の種子代
- 補助率等**
 - ・当該事業に要する経費の2/5以内。(ただし、景観緑肥用ヒマワリの種子代は3/5以内) 補助金限度額は1,000千円以内

④分解性資材活用推進対策事業

- 採択要件**
 - ・事業主体は、雲仙市内に居住する5戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。
 - ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。
- 対象経費**
 - ・生分解性資材及び光分解性資材の購入費
- 補助率等**
 - ・当該事業に要する経費の1/3以内(補助金限度額1,000千円以内)

スキルアップ支援事業

①農業視察研修事業

- 採択要件**
 - ・事業主体は、雲仙市内に居住する10戸以上の農業者で事業を実施する団体又は雲仙市内に居住する認定農業者または、認定新規就農者5戸以上を含む農業者で事業を実施する団体とする。
(海外の場合は、2戸以上とする。)
 - ・研修日程が日帰り研修の場合は、1箇所以上の研修とし、1泊2日以上の場合は、最低2箇所以上の研修を対象とする。(ただし、視察先については、生産向上に関わる箇所のみ対象とする。)
 - ・研修対象地域は、市外とする。(ただし、諫早市、島原市及び南島原市は対象外とする。)
 - ・研修対象回数は、同一団体では年度内1回までとする。
- 対象経費**
 - ・交通費:公共交通機関、有料道路料金及び駐車場料金
 - ・借上料:バス借上料等(自家用は対象外)
 - ・雑費:研修料金等
 - ・飲食費及び宿泊費は、補助対象としない。
- 補助率等**
 - ・当該事業に要する経費の1/2以内
(補助金限度額100千円以内、ただし海外の場合は300千円以内)



②水産業視察研修事業

- 採択要件**
 - ・事業主体は、雲仙市内に居住する3戸以上の漁業者で事業を実施する団体とする。
 - ・研修日程が日帰り研修の場合は、1箇所以上の研修とし、1泊2日以上の場合は、最低2箇所以上の研修を対象とする。
(ただし、視察先については、生産向上に関わる箇所のみ対象とする。)
 - ・研修対象地域は、市外とする。(ただし、諫早市、島原市及び南島原市は対象外とする。)
 - ・研修対象回数は、同一団体では年度内1回までとする。
- 対象経費**
 - ・交通費:公共交通機関、有料道路料金及び駐車場料金
 - ・借上料:バス借上料等(自家用は対象外)
 - ・雑費:研修料金等
 - ・飲食費及び宿泊費は、補助対象としない。
- 補助率等**
 - ・当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額100千円以内、ただし海外の場合は300千円以内)

スキルアップ支援事業

③林業視察研修事業

採択要件

- ・事業主体は、雲仙市内に居住する2戸以上の林業者で事業を実施する団体とする。
- ・研修日程が日帰り研修の場合は、1箇所以上の研修とし、1泊2日以上の場合は、最低2箇所以上の研修を対象とする。(ただし、視察先については、生産向上に関わる箇所のみ対象とする。)
- ・研修対象地域は、市外とする。(ただし、諫早市、島原市及び南島原市は、対象外とする。)
- ・研修対象回数は、同一団体では、年度内1回までとする。

対象経費

- ・交通費:公共交通機関、有料道路料金及び駐車場料金
- ・借上料:バス借上料等(自家用は対象外)
- ・雑費:研修料金等
- ・飲食費及び宿泊費は、補助対象としない。

補助率等

- ・当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額100千円以内、ただし海外の場合は300千円以内)

④女性農業者視察研修事業

採択要件

- ・事業主体は、雲仙市内に居住する3戸以上の女性農業者で事業を実施する団体とする。
- ・研修日程が日帰り研修の場合は、1箇所以上の研修とし、1泊2日以上の場合は、最低2箇所以上の研修を対象とする。(ただし、視察先については、生産向上に関わる箇所のみ対象とする)
- ・研修対象地域は、市外とする。(ただし、諫早市、島原市及び南島原市は対象外とする。)
- ・研修対象回数は、同一団体では年度内1回までとする。

対象経費

- ・交通費:公共交通機関、有料道路料金及び駐車場料金
- ・借上料:バス借上料等(自家用は対象外)
- ・雑費:研修料金等
- ・飲食費及び宿泊費は、補助対象としない。

補助率等

- ・当該事業に要する経費の1/2以内
(補助金限度額100千円以内、ただし海外の場合は、300千円以内)

担い手確保対策事業

①つながる担い手確保事業

採択要件

- ・事業主体は、雲仙市内に居住する農林水産業者で事業を実施する者又は雲仙市内に居住する農林水産業者で事業を実施する団体とする。
- ・市内の未就学児及び小中学生を対象とした農林水産業にかかる食育活動等を事業主体が講師となって実施する場合に限り対象とする。

対象経費

- ・会場借上料、資料代、資材等

補助率等

- ・実費額(補助金限度額100千円以内で、市が認める額)

経営コスト削減推進事業

環境負荷軽減対策事業

①施設園芸省エネ設備導入事業

採択要件

- ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。
- ・導入する資材等については、省エネ効果や保温効果が確認できるものとし、その基準については別に定める。
- ・事業主体の構成員全員が環境保全型農業に取り組むこととする。

対象経費

- ・従来より保温性が優れた被覆資材及び省エネルギー施設装置の購入費

補助率等

- ・当該事業に要する経費の3分の1以内(補助金限度額)1,000千円。ただし、1戸での申請の場合は300千円。



農業機械効率アップ推進事業

①農業機械レンタル推進事業

採択要件

- ・事業主体は、雲仙市内に本店、支店又は営業所を有する農業用機械取扱業者であって、農業機械レンタル事業に取り組むものとする。
- ・農業機械レンタル支援事業の対象農業者は雲仙市内に居住する農業者とする。
- ・事業主体は、農業者に対し農業機械レンタル料金(補償料、搬送料、整備料を含む)から補助金額を控除してレンタルする事業を対象とする。
- ・事業主体は、レンタルを利用する農業者に試運転や操作説明を行うなど、農作業事故が発生しないよう努めることとする。
- ・対象となる機械は汎用性のないものとし、その基準及び仕様については別に定める。

対象経費

- ・農業機械レンタル料金(補償料、搬送料、整備料を含む。)

補助率等

- ・当該事業に要する経費の2／5以内。補助金限度額は別に定める。



②集落営農利用機械整備事業

採択要件

- ・事業主体は、市が認めた集落営農組織とする。
- ・対象作物面積が4ha以上とする。

対象経費

- ・農業機械及びその機械の付属品並びにオペレーター育成の資格取得に要する経費

補助率等

- ・当該事業に要する経費の1／3以内(補助金限度額1,000千円以内)

畜産環境衛生保全事業

①飼育設備改善事業

- 採択要件**
- ・事業主体は、雲仙市内に居住する畜産業を営む認定農業者若しくは認定新規就農者又は畜産農家で事業を実施する団体(改良組合、自衛防疫協議会等を含む。)とする。
 - ・対象となる経費は、畜舎又は畜産施設敷地内若しくは放牧地で利用するものに限る。
 - ・事業主体は、事業に関する研修会又は講習会(個人で行う視察、研修等を含む。)を年1回受講するものとする。
- 対象経費**
- ・飼育環境に係る設備改善に要する経費(扇風機、檻、柵、給餌機、スタンチョン、家畜監視用カメラ等)
- 補助率等**
- ・補助率:3分の1以内
 - ・補助上限:1,000,000円

②施設改善推進事業

- 採択要件**
- ・事業主体は、雲仙市内に居住する畜産業を営む者又は雲仙市内の農場において畜産業を営む者又は畜産農家で事業を実施する団体(改良組合、自衛防疫協議会等を含む。)とする。
 - ・畜舎新增設改修については、飼養頭数の増頭又は維持を条件とする。
 - ・事業主体は、事業に関する研修会又は講習会(個人で行う視察、研修等を含む。)を年1回受講するものとする。
- 対象経費**
- ・地域環境衛生(悪臭、騒音、羽飛散等)に対応する畜舎及び畜産施設の新增設改修(防臭、防音、羽飛散防止ネット、浄化槽、畜産公害防止機器等)
- 補助率等**
- ・補助率:2分の1以内
 - ・補助上限:2,000,000円

③環境衛生保全事業

- 採択要件**
- ・事業主体は、雲仙市内の農場において畜産業を営む者とする。
 - ・事業主体は、事業に関する研修会又は講習会(個人で行う視察、研修会等を含む。)を年1回受講するものとする。
- 対象経費**
- ・家畜又は畜産施設における悪臭の防止又は衛生害虫類の駆除等を目的とした取組に要する経費(薬剤、機械、用具、資材等。雲仙市内の畜舎及び畜産施設内で使用するものに限る。)
- 補助率等**
- ・3分の2以内
 - ・補助上限:200,000円

④堆肥流通促進事業

- 採択要件**
- ・事業主体は、雲仙市内の農場において畜産業を営む者又は畜産農家で事業を実施する団体(改良組合、自衛防疫協議会等を含む。)とする。
 - ・対象となる経費は、高品質堆肥の生産、流通及び散布に関するものに限る。
 - ・事業主体は、事業に関する研修会又は講習会(個人で行う視察、研修等を含む。)を年1回受講するものとする。
- 対象経費**
- ・堆肥の生成、流通、散布に要する経費(堆肥舎、堆肥散布機、堆肥発酵促進剤、コンサルタント、成分分析等)
- 補助率等**
- ・補助率:2分の1
 - ・補助上限:1,000,000円

農地利活用推進事業

耕作放棄地対策事業

①耕作放棄地再生事業

採択要件

- ・事業主体は、農業者とする。
- ・解消再生する耕作放棄地については、雲仙市農業委員会の耕作放棄地台帳に記載されている農地とする。
- ・耕作放棄地の解消再生面積は5a以上とする。
- ・解消再生した農地については、事業完了後も引き続き耕作に努めなければならない。

補助率等

- ・耕作放棄地解消再生に係る農地整地費用（機械借上料及び請負費）及び初回作付の諸材料費（種子代、苗代、肥料代、マルチビニール、支柱等）

対象経費

- ・当該事業に要する経費の1/2以内
(補助金限度額は解消再生面積10aあたり150千円で算出した額)



②放牧施設整備事業

採択要件

- ・事業主体は、雲仙市内に居住する農業者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。
- ・解消再生する耕作放棄地は、雲仙市農業委員会の耕作放棄地台帳で記載されている農地とする。
- ・耕作放棄地の解消再生面積は30a以上とする。
- ・解消再生した放牧地については、事業完了後も引き続き放牧に努めなければならない。

対象経費

- ・放牧地整備に係る諸材料費、耕作放棄地解消再生に係る機械借上料等

補助率等

- ・当該事業に要する経費の1/3以内
(補助金限度額1,000千円以内)

③獣害対策事業

採択要件

- ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者、認定新規就農者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。ただし、1戸で申請する場合は、受益農地面積は1,000m²以上とする。
- ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。
- ・受益地については、電気柵又はワイヤーメッシュで囲むこととする。

対象経費

- ・電気柵、ワイヤーメッシュ、ネット及び防草シートの購入費

補助率等

- ・2戸以上の団体：当該事業に要する経費の1/3以内（補助金限度額200千円以内）
- ・認定農業者・認定新規就農者1戸：当該事業に要する経費の1/4以内（補助限度額100千円以内）

④鳥害対策事業

採択要件

- ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者、認定新規就農者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。
- ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。
- ・受益地内の農地において、事業完了後に耕作放棄地とならないよう努めなければならない。
- ・同一世帯間での申請は年度内に1回に限るものとする。

対象経費

- ・吹き流しの設置：ビニール、支柱、テープ等の購入費
- ・鳥害対策装置の導入：鳥害対策装置の購入費
- ・テグス張り等：テグス（釣糸）、支柱、防鳥網及びネットの購入費

補助率等

- ・2戸以上の団体：当該事業に要する経費の1/3以内（補助金限度額300千円以内）
- ・認定農業者・認定新規就農者1戸：当該事業に要する経費の1/4以内（補助限度額100千円以内）

⑤べたがけ資材導入事業

採択要件

- ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者、認定新規就農者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。ただし、1戸で申請する場合は、受益農地面積は5,000m²以上とする。
- ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。
- ・受益地内の農地において、事業完了後に耕作放棄地とならないよう努めなければならない。
- ・同一世帯間での申請は年度内に1回に限るものとする。

対象経費

- ・べたがけ資材の購入費

補助率等

- ・2戸以上の団体：当該事業に要する経費の1/3以内（補助金限度額300千円以内）
- ・認定農業者・認定新規就農者1戸：当該事業に要する経費の1/4以内（補助限度額100千円以内）

産地力アップ支援事業

漁業者支援事業

①漁場環境美化推進事業

- 採択要件** •事業主体は、雲仙市内に事務所を置く漁業協同組合(支所を含む。)とする。
•各漁業協同組合が水揚げ等で支障となっている廃棄物を収集し、処理する事業
- 対象経費** •収集及び処理に要する経費(ゴミ袋代、処理費等)
- 補助率等** •当該事業に要する経費の1／3以内。
(補助金限度額、組合員数が100名以上の場合は500千円、
組合員数が100名未満の場合は300千円以内)



②漁業施設等整備事業

- 採択要件** •事業主体は、雲仙市内に居住する2戸以上の漁業者で事業を実施する団体、
または雲仙市内に事務所を置く漁業協同組合(支所を含む。)とする。
•導入する機械は汎用性のないものとし、その基準については別に定める。
- 対象経費** •漁業用関連施設の整備及び漁業用関連機械(水産加工用も含む。)の導入に要する経費。
- 補助率等** •当該事業に要する経費の1／3以内(補助金限度額3,000千円以内)

③技術力アップ支援事業

- 採択要件** •事業主体は雲仙市内に居住する3戸以上の漁業者で事業を実施する団体とする。
•漁業技術向上を図るための活動を対象とする。
- 対象経費** •会場借上料、資料代、研修会時講師謝礼等
- 補助率等** •実費額(補助金限度額100千円以内で、市が認める額)



林業振興事業

①私有林整備促進支援事業

- 採択要件** •事業主体は、長崎県造林補助事業(森林環境保全直接支援事業)又は長崎県合板・製材生産性強化対策事業
又は長崎県林業・木材産業成長産業化促進対策事業の採択を受けたものとする。
- 対象経費** •人工造林、間伐、更新伐、枝打ち、除伐、下刈り、保育伐、森林作業道整備等にかかる経費とする。
- 補助率等** •当該事業に要する経費の3／10以内とし、1ha当たり100千円を限度とする。

②高性能林業機械リース支援事業

- 採択要件** •雲仙市内に事務所を置く認定林業事業体
- 対象経費** •間伐材を効率的に生産する作業システム構築のための民間高性能林業機械リースに要する経費
- 補助率等** •対象経費の1／2以内
(その額が県の補助金の額を超える場合は、当該県の補助金の額)とし、500千円を限度とする



小規模私有林整備支援事業

保育間伐・搬出間伐

補助対象要件

- ・森林経営計画が策定されていない森林
- ・国・県の同様の補助を受けていないこと
- ・林齢が11年生から90年生まで
- ・1施業地当たりの面積は0.1ha以上5.0ha未満
- ・間伐率はおおむね20%
- ・申請日以前5年間森林施業が行われていない



補助率等

- ・長崎県造林補助標準単価表に記載されている標準単価の68%（刈り払い加算有り）
※予算の範囲内

作業道開設

補助対象要件

- ・森林経営計画が策定されていない森林
- ・国・県の同様の補助を受けていないこと



補助率等

- ・1,000円/m
※予算の範囲内

FRP漁船廃船処理事業

①FRP漁船廃船処理事業

補助対象船舶

雲仙市管内の漁港又は港湾施設に係留又は保管するものであって漁業者又は漁業者であった者が所有するFRP漁船。

- ・漁船法第10条第1項の登録を受けた船舶
- ・過去に漁船法第10条第1項の登録を受けており、最終の使用目的が漁業の用に供していた船舶
- ・総トン数1トン未満の無動力船で漁業の用に供している船舶
- ・総トン数1トン未満の無動力船で最終の使用目的が漁業の用に供していた船舶

事業実施主体

- ・雲仙市管内の各漁業協同組合
- ・雲仙市内に住所を有し漁業を営んでる者、又は過去に漁業を営んでいた者

採択要件

- ・処分しようとする船舶に係る利害関係者からの同意があること。
- ・補助対象船舶を適正に処理できる見込みがあること。

対象経費

- ・FRP漁船の廃船処理に要する経費

補助率等

- ・当該事業に要する経費の1/3以内（補助金限度額 1隻当たり80千円）



漁業と漁村を支える人づくり事業

市外からの参入や市内の非漁業者からのチャレンジを支援することで、新規漁業者の増加につなげ地域における活力の向上を図る。

①漁業就業実践研修事業

採択要件

- ・漁業経験がなく、新たに漁業を始めるものであって、かつ雲仙市漁業担い手確保計画に基づき、就業定着の意欲と能力があると市が認めるもの

補助率等

- ・研修費 15万円以内／月（※最長3年間）

②就業確保支援事業

採択要件

- ・漁業就業希望者に対する就業を目的とした漁業技術習得のための長期研修を実施するための経費（2親等以内の研修生の場合を除く）

補助率等

- ・月額15万円以内、ただし、延長の場合、5万円以内／月（※最長1年間）

雲仙市和牛・乳牛保留事業

①優良雌子牛の市内保留（肉用牛）

事業主体

- ・雲仙市内に住所又は事業所を有し、和牛繁殖農業を営む個人又は法人とする。
- ・全国和牛登録協会黒毛和種登録規定による登録資格牛であって、雲仙市内で生産された雌子牛であること。
- ・父母、祖父母とも登録牛であること。
- ・月齢は年度内に生後6ヶ月以上16ヶ月未満のもの。
- ・母牛が登録点数81.0点以上を得点したものを原則とする。
- ・産肉能力が判明している本牛の期待育種価又は期待の期待育種価において、6形質の育種価のうち「枝肉重量」又は「脂肪交雑」のいずれかがA(上位1／4以上)であること。
- ・家畜共済加入農家の飼養であること。
- ・雲仙市優良牛指定審査会の審査を受け認定されたもの。
- ・優良牛の指定については、年間1農家当たり飼養頭数(該当年度4月1日)に応じて設定する。

飼養頭数	1～19頭	20～39頭	40～49頭	50頭以上
限度頭数	2頭	3頭	4頭	5頭

補助率等

- ・補助金限度額 1頭当たり60,000円以内(県等の補助事業との重複不可)

②優良雌子牛の市内保留（乳用牛）

事業主体

- ・雲仙市内に住所又は事業所を有し、酪農業を営む個人又は法人とする。

採択要件

- ・登録資格を有し、雲仙市内で生産された雌子牛であること。
- ・父母、祖父母とも登録牛であること。
- ・月齢は年度内に生後12ヶ月以上のもの。
- ・母牛が登録点数79.0点以上を得点すること。または、母牛の能力検定で年間乳量8,200kg以上の産子であるもの。
- ・家畜共済加入農家の飼養であること。
- ・雲仙市優良牛指定審査会の審査を受け認定されたもの。
- ・優良牛の指定については、年間1農家当たり飼養頭数(該当年度4月1日)に応じて設定する。



飼養頭数	1～19頭	20～39頭	40～49頭	50頭以上
限度頭数	2頭	3頭	4頭	5頭

補助率等

- ・補助金限度額 1頭当たり40,000円以内(県等の補助事業との重複不可)

雲仙市和牛生産活性化事業

①優良肥育牛（黒毛和牛）導入育成

採択要件

- ・市内において生産され、県南家畜市場においてせり又は入札により取引がなされた子牛を肥育素牛として導入すること。ただし、補助対象者自らが市内において生産した子牛を肥育素牛として導入する場合又はせり等によらない取引がなされた子牛を肥育素牛として導入する場合(以下「一貫経営等」という。)は、この限りではない。
- ・導入時の月齢が満6箇月以上12箇月未満の黒毛和種の去勢牛であり、血統書等の証明書を有していること。
- ・導入時点での日齢体重が1.00キログラム以上であること。ただし、一貫経営等の場合にあっては、育種価(枝肉重量)が上位4分の1以上であること。
- ・育種価(脂肪交雑)が上位4分の1以上であること。ただし、育種価が判明していない場合にあっては、父牛の育種価(脂肪交雑)が上位4分の1以上であり、導入時点での日齢体重が1.10キログラム以上であること。
- ・年間10頭以上の導入及び肥育を行うこと。ただし、新規に事業を開始する者にあっては、年間40頭以上の導入及び肥育を行うこと。
- ・市へ補助対象牛の出荷時の枝肉情報を提供すること。
- ・肉用牛肥育経営安定交付金制度に加入していること。



補助率等

- ・導入頭数100頭まで 1頭当たり20,000円
- ・導入頭数101頭から200頭まで 1頭当たり10,000円
(国県等の補助事業との重複は、可とする。)

雲仙ブランド販売促進事業

①認定品販売促進対策（認定者支援）

採択要件 雲仙ブランド認定品の販売及びPRを行うこと。

対象経費

- ・交通費:公共交通機関料金、フェリー料金、駐車場料金
- ・借上料:什器等借上げ料
- ・宿泊費:1泊につき、国内上限1万円、国外上限2万円
- ・雑 費:印刷製本費、販売補助員(1名1日につき、上限1万5千円)、商談会等出展料、その他販売促進に要する費用
- ・飲食費は、補助対象としない。
- ・印刷物等については、新たなものに限る。(部数は最低ロット又は必要部数)

補 助 率 当該事業に要する経費の1／2以内
(補助金限度額1団体につき年間300千円以内)



②認定品成分分析（認定者支援）

採択要件 雲仙ブランド認定品の成分検査等を行うこと。

対象経費

- ・残留農葉分析検査の経費
- ・放射性物質検査の経費
- ・食品成分検査(食味検査)の経費
- ・貝毒検査の経費
- ・継続した同種の検査については認定期間中1回に限る。

補 助 率 当該事業に要する経費の1／3以内
(補助金限度額1団体につき年間100千円以内)



③認定品デザイン及び改良（認定者支援）

採択要件 雲仙ブランド認定品の商品改良等を行うこと。

対象経費

- ・デザインの改良に要した経費
- ・商品の改良に要した経費
- ・社内研修等の講師謝金・交通費・宿泊費
- ・外部研修の受講料・交通費・宿泊費
- ・コンサルタント料
- ・コンサルタントの交通費・宿泊費

補 助 率 当該事業に要する経費の1／2以内
(補助金限度額1団体につき年間1,000千円以内)



④認定品行政機関等への申請（認定者支援）

採択要件 雲仙ブランド認定品の行政機関等への許可申請等を行うこと。

対象経費

- ・行政機関等への許可申請等に要した経費
- ・特許権、意匠権又は商標権の出願に係る経費については出願料、登録料、電子化手数料及び弁理士に対する報酬

補 助 率 当該事業に要する経費の1／2以内
(補助金限度額1団体につき年間300千円以内)



⑤販路拡大及びPR（活用者支援）

採択要件 雲仙ブランド認定品を活用し、PRすること。

対象経費

- ・印刷製本費、広告宣伝費、その他PRに要する費用

補 助 率 当該事業に要する経費の1／2以内
(補助金限度額1団体につき年間300千円以内)

雲仙市農地保全事業

農地保全の充実を図り、農業振興に資することを目的とした事業。

①農道助成事業

- 対象施設 市道以外の農林業の用に供する道における、新設、拡幅改良、舗装
補助要件 受益農家3戸以上、幅員1.2m以上
補助率 (イ)幅員2.0m以上は、10/10以内 (ロ)幅員1.2m~2.0m未満は、5/10以内

②基盤整備地区内農道舗装事業

- 対象施設 基盤整備地区内の市道以外の農業の用に供する道の舗装
補助要件 基盤整備完了地区内の受益農家5戸以上、幅員2.5m以上
補助率 10/10以内(ただし、路肩法面の舗装については5/10以内)

③かんがい施設助成事業

- 対象施設 (新設・改良) 頭首工
(改修) 畑かん施設、用水施設(①ポンプ、②配電盤、③ボーリング、④送水管等)、ため池(斜槽、底槽、浚渫)
(①~④)にかかる付帯施設(ポンプ小屋、操作管理棟) 着工前
補助要件 受益農家5戸以上
補助率 5/10以内



④用排水路助成事業

- 対象施設 用排水路の新設・改良
補助要件 受益農家5戸以上
補助率 10/10以内(ただし、基盤整備完了地区内の法面の舗装については5/10以内) 竣工



⑤暗渠排水助成事業

- 対象施設 暗渠排水の新設・改修
補助要件 基盤整備完了後5年以内の地区内受益者
補助率 8/10以内

補助の対象となる資材は、コンクリート、石材、二次製品等で、特殊経費は重機等の機械借上料(オペレーター含む)
や石工及び大工等の人夫賃金とする。※事業の施工に必要な用地については、無償提供を条件とする。

◎広く要望に応えるため、1事業主体につき、申請時の補助金は原則2,000千円を上限とする。

農地中間管理機構促進対策事業

農地の中間的な受け皿として、農地の貸し借り契約等を行い、担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用を図る機関です。
雲仙市では市が受託して業務を進めております。公的機関であるため、安心して貸し出すことができます。

農地の出し手に対する支援

※交付要件(遊休農地の解消計画の作成など)や、返還措置などの規定がありますので、必ず関係機関にご相談ください。

1 地域集積協力金

- 地域のみなさんで話し合って、地域の農地をまとめて農地バンクに貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に交付します。
- 機構の活用率一般地域、中山間地域により交付単価が異なります。

【令和6年度の交付単価】

	農地バンクの活用率(累積)		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	40%超50%以下		1.3万円/10a
区分2	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a

農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構を活用することで農家の方々の負担金がゼロで農地の基盤整備が可能な事業です。
主には区画整理事業(併せ行う暗渠排水、用排水路整備等)が可能です。

1.事業要件

- ①農地中間管理権:事業対象農地の全てが農地中間管理権を有すること。
- ②受益面積:事業対象農地(まとまりのある農地の合計面積)5ha以上。
 - ※事業対象農地を構成する各団地は0.5ha以上のまとまりのある農地。
- ③設定期間:農地中間管理権設定期間が事業計画の公告日から15年間以上。
- ④集団化等:事業対象農地の全てが担い手に集積され、完了後5年以内にその農地の8割以上を「まとまりのある農地」として担い手に集団化すること。
 - ※下表のAまたはBを満たすこと。
- ⑤収益性:下表の4パターンのいずれかを満たすこと。



④集団化	⑤収益性	(1)	(2)
		販売額が20%以上向上する	生産コストを20%以上削減する
A	担い手の経営面積の割合及び担い手が経営する0.5ha以上のまとまりのある農地の割合が50%ポイント以上増加する	[パターン1(基本)] ○販売額20%以上向上	[パターン2(基本)]※下記○の両方を満たすこと ○生産コスト20%以上削減 ○米の生産コスト9,600円/60kg以下
B	担い手の経営面積の割合及び担い手が経営する0.5ha以上のまとまりのある農地の割合が50%ポイント以上増加しない	[パターン3 ※下記○の3つを満たすこと] ○販売額20%以上向上	[パターン4 ※下記○の3つを満たすこと] ○生産コスト20%以上削減

※担い手:認定農業者、認定新規農業者、市町村基本構想水準到達者のこと

2.事業費用負担

農家負担ゼロで、事業主体は長崎県となります。

※事業実施に必要な組織(土地改良区)の運営経費等は別途必要となる場合があります。

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(3年以内)を交付します。

経営開始資金

★交付要件(以下の要件をすべて満たす必要があります。)

- ①独立・自営就農時年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で農業経営者となることに強い意欲を有していること。
- ②農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
- ③主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
- ④生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ⑤交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ⑥青年等就農計画が、独立・自営就農5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画(所得目標300万円)であること。
- ⑦農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること。
- ⑧地域計画に位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ⑨原則、前年の世帯所得が600万円以下であること。

【交付額】 150万円／年(前年の所得によらず定額) × 最長3年間

ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業

第3期ながさき農林業・農山村活性化計画に基づき「次代につなげる活力ある農林業の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」の推進に必要な生産施設や農業用機械等の施設整備に対し支援を行います。

次代につなぐ産地生産基盤応援事業

①儲かる姿実践対策

○農業所得1000万円農家応援型

事業主体 農業所得1,000万円以上が可能となる経営規模を目指す農業者

例 示 園芸ハウス、畜舎、等 ※農業機械は支援対象外

補 助 率 1／3以内

要 件
①事業実施内容・事業効果の公表を同意
②雇用の増加（年間250日以上の増加）
※派遣雇用を含む
③新規就農者等の研修受入

②産地基盤強化対策

○認定農業者応援型

事業主体 認定農業者等の組織する3戸以上の団体等 ※認定農業者等には、認定新規就農者を含む（リースの場合）

農業協同組合、森林組合、市町村が出資する団体

例 示 共同生産管理施設（園芸ハウス3,000m²以上）、共同利用機械施設、農産物加工用機械施設等

補 助 率 2／5以内（農業用機械は1／3以内）

○後継者応援型

事業主体 農業後継者、又は農業後継者で組織する団体（リースの場合）

農業協同組合、森林組合、市町等が出資する団体

例 示 生産管理施設（園芸ハウス1戸の場合は、1,000m²、2戸以上の場合は2,000m²以上）、農業用機械等

※1戸での実施の場合は、農業用機械は支援対象外

補 助 率 2／5以内（農業用機械は1／3以内）

要 件
①50歳未満
②経営主と経営改善計画の共同申請
③現状、当該農業経営に150日以上従事し、かつ農作業従事日数が60日以上

○認定新規就農者応援型

事業主体 認定新規就農者又は認定新規就農者の組織する団体（リースの場合）

市町、農業協同組合、森林組合、市町等が出資する団体

例 示 生産管理施設（園芸ハウス1戸の場合は、1,000m²、2戸以上の場合は2,000m²以上）、農業用機械等

※1戸での実施の場合は、農業用機械は支援対象外

補 助 率 1／2以内（農業用機械は1／3以内）

要 件
①受入団体等登録制度を活用した就農者、又は就農予定者
②農外及び県外からの農業参入者、又は親等と経営を異にする農家子弟

※国等の補助となる事業は、原則として補助対象となりません。

※事業実施にあたり市町が補助対象事業費の10分の1以上を助成する場合に補助を行います。

※移住・定住促進応援型は、市町が補助する場合に、県は8分の1内で、同等の割合を補助します。

※1事業主体あたりの上限補助金額は、25,000千円（ただし、受益戸数が1戸の場合は10,000千円）です。

ただし、移住・定住促進応援型は受益者1経営当たり10,000千円です。

※1事業主体あたりの助成対象事業費の下限額は1,000千円です。 ※農業用機械1台あたりの助成対象事業費の下限額は500千円です。

農業で稼ぐ農山村応援事業

①集落営農法人対策

○集落営農法人応援型

事業主体 3戸以上の農業者で構成された集落営農法人
例 示 共同生産管理施設（園芸ハウス1,000m²以上）、共同利用機械施設等

補 助 率 2／5以内

要 件
①農地所有適格法人
②集落の農業者の1／2以上で構成、又は集落の農地の1／2以上を営農利用、受託により集積する集落営農組織

②農山村集落対策

○稼ぐ農山村応援型

事業主体 (1)移住集落タイプ 移住促進および移住者を含む取組を実施する集落の構成員（受益戸数2戸以上、ただし園芸ハウスは1戸以上）

(2)稼ぐ集落タイプ 集落の定住者のみで取組を実施する集落の構成員（受益戸数2戸以上、ただし園芸ハウスは1戸以上）

例 示
(1)地域特産物の生産体制強化
・農業用機械（防除機、播種機、定植機、収穫機等）
・農業用管理施設等の整備（パイプハウス、灌水施設を含む）
・出荷調整機械（選別機、簡易予冷庫、結束機、梱包機等）
(2)新たな販売開拓対策
・農産物加工施設機械整備

補 助 率 移住集落タイプ2／5以内
稼ぐ集落タイプ1／3以内
(農業用機械は1／3以内)

要 件
①集落の合意形成に基づき、集落計画を作成していること。
②集落計画に位置づけられている取組であること。
③市町、県、関係機関が一体となったフォローアップ体制が構築されていること。

○移住・定住促進応援型

事業主体 農業協同組合、市町等が出資する団体

例 示 国庫事業の対象となる園芸ハウス

補 助 率 1／8以内
※国庫事業（補助率1／2）を1／2活用し、県、市町のそれぞれ1／8の協調支援の場合の合計補助率は3／4

要 件
①国庫事業を一体的に実施すること
②リース対象者はUITAーンの認定新規就農者であること
③団地化計画を作成すること
④団地化計画で位置付けられる品目と作付け、環境データを共有化すること
⑤3年間で5戸以上5,000m²以上の園芸ハウスを導入すること

ふるさと振興基盤整備事業

事業主体 市町、農業協同組合、市町等が出資する団体、土地改良区等かんがい排水施設整備、

圃場整備対策（区画面積10a以上）、農道整備対策（全幅員3m以上）

補 助 率 1／2以内

要 件 受益戸数2戸以上

ながさき農業デジタル化促進事業

事業区分	事業内容	対象品目	事業主体	採択基準	補助率	
1 データ駆動型技術導入支援事業	(1) 施設データ駆動型技術導入支援事業	○環境モニタリング+環境制御機器・装置 【必須機器】 ①環境測定機器 ②炭酸ガス発生装置 ③ガス濃度コントローラー ④局所施用装置 【任意機器】 ⑤温湿度制御機器 ⑥高設栽培システム ⑦養液土耕栽培システム ⑧自動換気開閉装置 ⑨自動かん水装置	いちご トマト ミニトマト きゅうり なす アスパラガス かんきつ きく カーネーション バラ 草花 洋ラン 鉢物	農業者が組織する団体 市町 農業協同組合 農業法人等 市町等が出資する団体	(1) 受益戸数は3戸以上とする。 (2) 事業主体欄の「農業者が組織する団体」とは、産地の構成員で組織され、規約等が整備された団体とする。 (3) 受益範囲は、同一品目同一産地内とする。 (4) 受益面積は、概ね30a以上とする。 (5) 環境制御機器の導入にあたっては、既存・新設問わず環境測定機器及び炭酸ガス発生装置を導入することを要件とする。(アスパラガスは環境測定装置のみを導入すること。) (6) 今年度より新規に事業を活用して導入する事業主体(対象品目アスパラガスを除く)の施設は、令和9年度までに必須機器の導入を行うこと。 (7) ヒートポンプは花きのみを対象とする。 (8) 高設栽培システムについては品種をゆめのか及び恋みのりとする。ただし恋みのりからゆめのかへの転換は認めない。 (9) 事業主体は構成員が測定したデータを持ち寄り、定期的に生育状況の比較検討や情報交換を行い、技術の向上を図ることとする。また、事業主体は県内農家に成果情報の提供を行うこととし、加えて、県・市町からデータ提供の要請があれば応じることとする。 (10) 県や国等が開催する環境制御技術を習得するための研修を受講することとする。	補助対象事業費の3分の1以内(ただし、事業内容の新植、改植、高接ぎ(アスパラガス・果樹)は2分の1以内)
	(2) 露地データ駆動型技術導入支援事業	①クラウド型マルドリコントローラー ②経営・生産管理システム	みかん			
2 遠隔・自動化技術導入支援事業	(1) 園芸遠隔・自動化技術導入支援事業	①自動換気開閉装置 ②自動かん水装置 ③生育ライブカメラ ④直進アシストシステム ⑤ラジコン草刈機			※市町が県費以外に補助対象事業費の10分の1以上を補助する場合に限る。	
	(2) 水田遠隔・自動化技術導入支援事業	①可変型施肥田植機 ②水田水管理システム ③直進アシストシステム ④ラジコン草刈機				

ながさき産地基盤整備・強靭化事業

1 産地基盤整備・強靭化事業	(1) 産地基盤整備事業	アスパラガス新改植	アスパラガス	農業者が組織する団体 市町 農業協同組合 農業法人等 市町等が出資する団体	(1) 受益戸数は3戸以上とする。 (2) 事業主体欄の「農業者が組織する団体」とは、産地の構成員で組織され、規約等が整備された団体とする。 (3) 受益範囲は、同一品目同一産地内とする。 (4) 受益面積は、概ね30a以上とする。	補助対象事業費の3分の1以内(ただし、事業内容の新植、改植、高接ぎ(アスパラガス・果樹)は2分の1以内)
		果樹の新改植・高接ぎ	果樹			
		果樹管理資材	みかん			
		加工業務用施設・機器	野菜、果樹			
		シールディングマルチ	みかん			
		高温防止フィルム	施設野菜、花き			
	(2) 産地基盤強靭化事業	ハウスの強靭化 (補強に伴い実施する部材や付帯設備等の補修・交換を含む) に要する経費を補助。		認定農業者及び認定新規就農者が組織する団体 市町 農業協同組合 農業法人等 市町等が出資する団体	(1) 受益戸数は3戸以上とする。遊休ハウスの移転については、受益戸数は2戸以上とする。ただし、認定農業者及び認定新規就農者の場合は、受益戸数1戸以上とする。 (2) 事業主体欄の「認定農業者及び認定新規就農者が組織する団体」とは、産地の認定農業者及び新規就農者で組織され、規約等が整備された団体とする。 (3) 受益範囲は、同一品目内とする。ただし、花きにおいては複数品目での取組みができるものとする。 (4) 受益面積は、概ね30a以上とする。遊休ハウスの移転については、受益面積は、概ね20a以上とし、受益戸数1戸の場合は概ね10aとする。 (10) 農業実施後、8年以上継続して施設を利用すること。	※市町が県費以外に補助対象事業費の10分の1以上を補助する場合に限る。
	遊休ハウスの移転 (対象施設の解体費、建方費、一部交換部品代、補強、運賃)を補助。					
	茶防霜ファンの機能向上・強靭化					

※その他、詳細については農林課にお尋ねください。

畜産振興事業（国・県補助事業）

①長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業等）

事業主体 畜産クラスター協議会、農業者団体、農事組合法人等

事業内容 家畜飼養施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設、畜産物加工施設の整備及び
補改修に係る経費の補助

主な要件

- ・地域畜産クラスター計画において中心的経営体に位置付けられていること。
- ・地域の平均飼養規模や目標規模又は県規模水準以上の経営規模となること。
- ・事業実施年度の翌年度から5年を越えない範囲内で収益性の向上効果の成果目標を設定すること。

補助率等 国:1/2以内、県:10%以内（肉用牛施設のうち新規就農者、CS、CBSのみ）
市:10%以内（上限10,000千円）

②島原半島良質堆肥広域流通促進事業

事業主体 農業者の組織する法人・団体（受益農家3戸以上）

事業内容 堆肥調整保管庫（処理施設は対象外）、堆肥成型機、堆肥運搬車・散布車、その他滞留堆肥解消のための
施設・機械に係る経費の補助

主な要件

- ・島原半島内で生産された堆肥の半島外への年間搬出量を700t/年（成型堆肥は350t/年）以上増加させること。
- ・事業実施主体自らが設置する堆肥ヘルパー組織協議会に加入すること。

補助率等 県:1/2以内（上限:予算の範囲内）、市:10%以内

③長崎県家畜導入事業

事業主体 農業協同組合、飼料会社、任意団体等

事業内容 肉用優良繁殖雌牛の購入に係る経費の補助

主な要件

- ①増頭
 - ・肉用牛繁殖雌牛頭数を増頭すること。・4ヶ月齢以上30ヶ月齢未満（未経産牛）の雌牛
- ②維持
 - ・肉用牛繁殖雌牛頭数を維持すること。・4ヶ月齢以上6歳未満の雌牛
 - ・父牛の育種価（脂肪交雑）が上位1/4以上もしくは育種価（脂肪交雫及び枝肉重量）が上位1/2以上
又は県有種雄牛産子で父牛、母牛いずれかの育種価（分娩間隔又はオレイン酸）が上位1/4以上で
あること
- ③金太郎3等増頭
 - ・①のうち金太郎3等を父に持つ雌牛
- ④金太郎3等維持
 - ・②のうち金太郎3等を父に持つ雌牛
- ⑤ゲノミック評価増頭
- ⑥ゲノミック評価維持
- ⑦一貫生産拡大事業
 - ・長崎型新肥育技術に取り組む経営体であること。
 - ・4ヶ月齢以上30ヶ月齢未満（未経産）の雌牛
- ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦共通
 - ・導入者は、畜産クラスターなど計画に位置付けられた中心経営体又は本県肉用牛生産振興に資すると
知事が特に認める経営体であることなど
 - ・県内家畜市場からの導入（令和6年度から追加）
- ①、③、⑦共通
 - ・本牛の育種価（脂肪交雫）が上位1/4以上、育種価（脂肪交雫及び枝肉重量）が上位1/2以上もしくは
県有種雄牛産子で父牛、母牛のいずれかの育種価（分娩間隔又はオレイン酸）が上位1/4以上であること
又は母牛が過去に実施した長崎県家畜導入事業の導入対象牛であって、かつ父牛が育種価（脂肪交雫）
上位1/10以上の県有種雄牛であること。
- ⑤、⑥共通
 - ・本牛のゲノミック評価（脂肪交雫及び枝肉重量）が上位1/2以上でうち一つが上位1/4以上、かつ、
ゲノミック評価（歩留基準値及び一価不飽和脂肪酸）が全て上位1/2以上でうち一つが上位1/4以上で
あること。ただし、ゲノミック評価（一価不飽和脂肪酸）ができない場合は、ゲノミック評価（脂肪交雫、枝
肉重量及び歩留基準値）が全て1/2以上、かつ、2つ以上で上位1/4以上であること。

補助率等 県:補助対象経費の1/3以内

（上限額:①100,000円/頭、②50,000円/頭、③、⑤110,000円/頭、④、⑥60,000円/頭、⑦120,000円/頭）
市:37,800円/頭

上記以外にも各種事業がありますので、施設整備や機械導入等を計画される方は、ご相談をお願いします。

農業金融制度資金

令和5年1月現在 ※貸付金利は、金融情勢によって変動します。

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付条件			
			利率 (年利%)	償還期限 (うち摘要)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
①農業近代化資金	1号 施設資金	農舎、畜舎、農産物乾燥施設、排水施設、ハウス、農作物加工施設等の改良・造成、農機具等取得	0.8	認定農業者 7~15 (2~7)	個人 1,800	認定農業者 100 その他 80
	2号 果樹等植栽育成資金	果樹、茶、アスパラガス、花き、花木等の植栽、育成		その他の担い手 7~15 (2~7)	知事特認 20,000	
	3号 家畜購入育成資金	乳牛、繁殖用肉牛、繁殖用豚、肥育牛、肥育豚、鶏の購入または育成		認定新規就農者 10~18 (5~7)	法人・協業等 20,000	
	4号 小土地改良資金	総事業費が1,800万円を超えない規模の客土、暗渠排水、畦畔改良、牧野改良		農業参入法人 15,000	共同 150,000	
	5号 長期運転資金	リース料、地代等		共同 7~20 (2~7)	共同 150,000	
	6号 農村環境整備資金	診療施設、水道施設、研修集会施設、生活改善センター等の取得				
	7号 大臣特認資金	農村給排水施設、特定農家住宅、内水面養殖施設資金				
②就農支援資金 (無利子)	青年等就農資金	市町長に認定された「青年等就農計画」の達成に必要な長期資金 ●農地の改良、造成 ●施設、機械の取得 ●家畜・果樹の導入、育成 ●土地建物賃借、施設・機械のリース ●その他農業経営の開始に伴い必要な資材費	無利子	17 (5)	3,700 (特認10,000)	100
③日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者の経営改善計画の達成に必要な設備投資等の長期資金 ・農地等の取得、改良 ・施設、機械の取得等 ・加工処理施設、流通販売施設等 ・家畜・果樹の導入、育成 ・施設等の利用権、特許権等 ・農地借地料の支払 ・負債の整理等(制度資金は除く)	0.4~0.8	25 (10)	個人30,000 (特認60,000) 法人100,000 (特認200,000)	100
④農業経営改善促進資金	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者の経営改善計画の達成に必要な運転資金一般(ただし、既往負債の借換、生活資金等は対象外) ・種苗代、肥料代、飼育代、雇用労賃等 ・肉用素蓄、宮農用備品、消耗品等 ・施設、機械の修繕費及びリース料等 ・生産技術の習得費、市場開拓費	1.5	1	極度貸付方式 極度額の上限 個人 500 法人 2,000 (畜産・施設園芸を含む経営約4倍)	—
⑤経営再建等を支援する資金	農業経営負担軽減支援資金	・農業負債の整理	0.8	10(3) 特認15(3)	経営改善計画に定める額	
	経営体成強化資金	・認定農業者が農地の取得や改良、施設や機械の取得、家畜の購入・育成、果樹の植栽・育成、農業負債の整理	0.8	25 (3~10)	個人 15,000 法人 50,000	前向き投資 80
⑥不慮の災害時等の長期運転資金	農林漁業セーフティネット資金	・農林漁業者の方が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合の長期運転資金	0.4~ 0.75	15(3)	600	—

問い合わせ先

- 光り輝く雲仙力アップ事業 P1~P9
→雲仙市農林課、農漁村整備課、各総合支所地域振興課
- 林業振興事業 P9
→雲仙市農林課林務班・各総合支所地域振興課
- 小規模私有林整備支援事業 P10
→雲仙市農林課林務班・各総合支所地域振興課
- FRP漁船廃船処理事業 P10
→雲仙市農漁村整備課、各総合支所地域振興課
- 漁業と漁村を支える人づくり事業 P10
→雲仙市農漁村整備課、各総合支所地域振興課
- 雲仙市和牛・乳牛保留事業、雲仙市和牛生産活性化事業 P11
→雲仙市農林課畜産振興班、各総合支所地域振興課
- 雲仙ブランド販売促進事業 P12
→雲仙市観光物産課物産班
- 雲仙市農地保全事業 P13
→雲仙市農漁村整備課、各総合支所地域振興課
- 農地中間管理機構促進対策事業 P13
→雲仙市農林課農業班、各総合支所地域振興課
- 農地中間管理機構関連農地整備事業 P14
→雲仙市農漁村整備課、各総合支所地域振興課
- 経営開始資金 P14
→雲仙市農林課農業班、各総合支所地域振興課
- ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業 P15
→雲仙市農林課農業班・畜産振興班、農漁村整備課
- ながさき農業デジタル化促進事業・ながさき産地基盤整備・強靭化事業 ... P16
→雲仙市農林課農業班
- 畜産振興事業(国・県補助事業) P17
→雲仙市農林課畜産振興班
- 農業金融制度資金 P18
→雲仙市農林課農業班



雲仙市役所	TEL:0957-38-3111
国見総合支所	TEL:0957-78-2111
瑞穂総合支所	TEL:0957-77-2111
愛野総合支所	TEL:0957-36-2111
千々石総合支所	TEL:0957-37-2001
小浜総合支所	TEL:0957-74-2111
南串山総合支所	TEL:0957-88-3111
九州農政局長崎県拠点	TEL:095-845-7121
長崎県農業再生協議会	TEL:095-895-2943

編集・発行事務局

雲仙市役所 農林水産部農林課
TEL:0957-47-7828 FAX:0957-38-3205
〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地